

公益財団法人 業務スーパージャパンドリーム財団

ベンチャー支援事業募集要項

1. 本事業の目的

公益財団法人業務スーパージャパンドリーム財団（以下、「当財団」という。）は、様々な日本文化を諸外国に広めていくことを通じ、我が国と諸外国との間の国際相互理解をさらに深めていくことを目的として設立されました。

「食」は人間にとって欠かせないものであり、諸外国の方々に、生活に身近な「食」を通じて様々な日本文化にも興味、親しみを抱いてもらうことが国際相互理解を深めることに貢献すると考えています。本事業は上記目的を果たすため、日本食に関する事業を海外で展開しようとする事業者や個人を支援するものです。

2. 助成対象

日本食に関する外食産業・小売業・卸売業について新規性・独創性のある技術やビジネスプラン等を持ち海外で事業展開する予定のある、創業前または創業後研究開発段階にある将来有望な法人または個人で次の要件すべてに該当すること。

- ① 前年度の売上が 10 億円以下であること
- ② 上記①に該当する法人の子会社（会社法上）でないこと
- ③ 特定非営利活動法人（NPO）でないこと
- ④ 当財団役員及び職員等と利害関係を有しないこと
- ⑤ 「兵庫県暴力団排除条例」に規定する暴力団関係者又は遊興娯楽業のうち、風俗関連業、ギャンブル業、賭博業、社会通念上妥当でないと判断される事業を行っていないこと

3. 助成金

- ・助成金額は 1 件あたりの限度額を 500 万円とし、応募された内容等を勘案して、個々に額を決定します。なお、この助成金の種類は給付型となります。
- ・助成対象のイベント等の終了後、報告書の内容より支援金の余剰が確認できた場合は、速やかに財団へご報告ください。残金の返金方法をご案内させていただきます。

4. 応募方法

所定の「助成金交付申請書」に必要事項をご記入の上、申請書に記載の添付書類と共に事務局宛に、下記の方法でご送付下さい。

- ・「助成金交付申請書」は当財団のホームページからダウンロードできます。

<http://www.kobebussan.or.jp/culture.html>

<提出方法>

- ・ 郵送（紙書類、記憶媒体のいずれか）
- ・ メール（オンラインストレージサービスに限る ※パスワード設定必須）

<注意>

- ・ ご提出いただいた資料一式はそのまま審査資料となりますので重要な変更が生じないように作成して下さい。
- ・ 枠内に収まりきらない場合は、要約を記載の上、別紙に詳細をご記入下さい。
- ・ 申請データ及び用紙は全て A4 サイズに統一して作成して下さい。
- ・ 提出資料・記憶媒体のご返却はいたしません。
- ・ 当事務局では持参による受付は行いません。
- ・ 記憶媒体及びオンラインストレージにて申請資料をご提出の場合は、財団指定様式（申請書）は PDF 化せず Word の様式のままご提出ください。

5. 助成の制限

助成金の交付申請回数は、当財団一事業年度（毎年 8 月 1 日から翌年 7 月 31 日まで）につき 1 回を原則としますが、同一企業から同一事業年度内に 2 度目の申請があった場合は、全体の応募状況、過去の助成回数、出展効果等を精査し採否を決定します。

6. 助成先の選考

選考については、当財団選考委員会が行います。

一次審査・・・書類審査、二次審査・・・面接審査

<選考方法>

応募された事業計画の新規性・独創性・事業化の可能性・将来性や代表者の起業・事業化への意欲などについて厳正かつ公正な審査・選考を行い、支援先を決定いたします。

7. 募集期間

通年募集しております。

ただし、募集件数又は予算限度額に達し次第終了とさせていただきます。

（書類選考に 2 ヶ月程度要しますとお早めのご応募をお願いします。）

8. 選考結果

選考結果は、メールにてご通知いたします。

※選考結果及びその理由等に関するお問い合わせには応じかねますのでご了承ください。

※提出いただいた書類・資料等をご返却いたしません。

※申請書類の作成及び提出等、応募に係る経費は申請者の負担となります。

9. 助成金交付

交付決定後、1カ月を目途に交付いたします。

ただし、報告書の提出を受け、助成事業の完了検査を行った結果、11.に該当する場合には、返金を行っていただく場合がございます。

10. 報告書

助成対象のイベント等の終了後、速やかに所定の事業報告書に必要な書類を添付してご提出ください。

11. 助成金交付決定の取り消しおよび助成金の返還

助成事業者、外注（委託）先の事業者その他助成事業の関係者が、以下のいずれかに該当した場合は、助成金交付決定の全部又は一部を取り消し、不正の内容、応募者およびこれに協力した関係者等の公表を行うことがあります。

また、すでに助成事業者に助成金が交付されている場合は、期限を定めて返還していただきます。

- ① 交付決定の内容と異なる事実が認められたとき
- ② 偽り、隠匿その他不正の手段により助成金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき
- ③ 助成金を他の用途に使用したとき又は使用しようとしたとき
- ④ 申請要件に該当しない事実が判明したとき
- ⑤ 助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件、その他法令に違反したとき
- ⑥ その他、当財団が助成事業として不適切と判断したとき

※不正又は事故を起こした助成事業者、外注（委託）先の事業者、その他助成事業の関係者等については、当財団が実施するすべての助成事業に申請をすることは、以後一切できません。

1 2. 応募・お問い合わせ

〈応募資料送付先及び問い合わせ先〉

〒675-0063

兵庫県加古川市加古川町平野 125 番 1

公益財団法人業務スーパージャパンドリーム財団 事務局宛

TEL: 079-457-5075

FAX: 079-457-5002

E-mail : info@kobebussan.or.jp